

「流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正（案）」に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正（案）」について、市民の皆様のご意見をお伺いするためのものです。

2 条例制定の背景

流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年条例第44号）の規定に基づき障害者手帳取得者に対し障害の種別、等級、課税状況、公的サービスの利用状況に応じて福祉手当を支給している。本制度は、障害者に対する在宅福祉サービスが不足していた昭和53年に障害者の生活の安定と福祉の増進を目的に支給されているものです。

しかしながら、制度の発足から35年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化し、ホームヘルプや生活介護、就労支援、グループホーム、地域活動支援センター等の在宅福祉サービスの充実が図られて来たことで福祉手当の意義は、制度発足当時と比べ薄れたものとなっています。今後は、限られた財源の中で、障害者やその家族が真に求める新たなサービス施策への転換が必要不可欠であることを踏まえ、現行の福祉手当の支給額及び支給対象者の範囲について見直すものです。

なお、見直しに当たっては、流山市福祉施策審議会、流山市福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会及び各障害者団体との十分な審議、意見交換等を行ったものであります。

3 条例改正に係る考え方

福祉手当支給内容の見直しを行い、今後必要となるサービス給付への転換を進めることで、それにより生まれた財源をサービス給付等へ転換し、必要なサービス支給量の確保と持続可能な制度の維持により障害者福祉の向上を図るものです。

主な改正内容については、別紙資料を参照ください。

4 意見等を提出できるもの

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

5 意見等募集期間

平成26年6月1日(日)から平成26年6月30日(月)必着

6 公表方法及び閲覧場所

広報ながれやま(平成26年6月1日号)及び市ホームページに掲載します。

また、障害者支援課、各出張所、各公民館、各福祉会館、高齢者福祉センター森の倶楽部、保健センターの窓口でも閲覧することができます。

7 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(市ホームページからダウンロードができます。)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参ください。お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

8 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部 障害者支援課

電話 04(7150)6081 FAX 04(7158)2727

電子メール shougaisien@city.nagareyama.chiba.jp

別紙資料

(1) 月額支給額の変更

(改正前)

| 区 | 分 | 月額支給額 (円) |
|-------|-----------|-------------|
| 身体障害者 | 1・2級 | 6,900 |
| | 3級 | 5,900 |
| | ねたきり身体障害者 | 8,650 |
| 知的障害者 | 重度 | 8,650 |
| | 中度 | 7,900 |
| | 軽度 | 6,900 |
| 精神障害者 | 1級 | 6,325 |
| | 2級 | 5,060 |
| | 3級 | 3,795 |

(改正後)

| 区 | 分 | 月額支給額 (円) |
|-------|-----------|-------------|
| 身体障害者 | 1・2級 | 7,900 |
| | 3級 | 6,900 |
| | ねたきり身体障害者 | 8,650 |
| 知的障害者 | 重度 | 8,650 |
| | 中度 | 7,900 |
| | 軽度 | 6,900 |
| 精神障害者 | 1級 | 7,900 |
| | 2級 | 7,900 |
| | 3級 | 6,900 |

(2) 主な要点は次のとおり

ア 受給権者の所得割課税要件を個人単位から世帯単位とする。

イ 平成27年度から課税世帯(市民税均等割世帯は除く)は支給停止。介護保険サービス・障害福祉サービスを利用した場合は、受給資格喪失。ただし、サービスを利用しなくなってから再申請することができる。

ウ 平成26年度末日において受給資格があり、平成27年度から支給対象から外れる者に対する配慮策として、今後、3年間で支給額が減少する。

なお、課税世帯の住民税額が420,000円以上の場合は、支給停止とする。

エ 生活保護受給世帯は、平成 27 年度から受給資格喪失とする。

(3) 年度別による支給額等

<平成 27 年度>

ア 非課税世帯（サービスを利用していない世帯）は、全額支給。

イ 平成 26 年度末日において受給資格がある課税世帯及びサービスを利用した世帯は、月額支給額に 100 分の 50 を乗じた額を支給。なお、課税世帯の住民税額が 420,000 円以上の場合は、支給停止とする。

ウ 市民税所得均等割世帯（サービスを利用していない世帯）は、月額支給額に 100 分の 50 を乗じた額を支給。

<平成 28 年度>

ア 非課税世帯（サービスを利用していない世帯）は、全額支給。

イ 平成 26 年度末日において受給資格がある課税世帯及びサービスを利用した世帯は、月額支給額に 100 分の 25 を乗じた額を支給。なお、課税世帯の住民税額が 420,000 円以上の場合は、支給停止とする。

ウ 市民税所得均等割世帯（サービスを利用していない世帯）は、月額支給額に 100 分の 50 を乗じた額を支給。

<平成 29 年度>

ア 非課税世帯（サービスを利用していない世帯）は、全額支給。

イ 課税世帯は支給停止。サービスを利用した世帯は、受給資格喪失として全額支給停止。

ウ 市民税所得均等割世帯（サービスを利用していない世帯）は、月額支給額に 100 分の 50 を乗じた額を支給。

エ 平成 30 年度以降は、平成 29 年度と同様の支給。

(4) 福祉手当の見直しに伴う健康福祉基金への積立

福祉手当の見直しにより生まれた財源を、健康福祉基金に積立て、障害者への更なるサービス向上は勿論のこと、今後「親亡きあと」に障害者が地域で暮らすための基盤として必ず必要となるグループホーム等の施設整備等のサービス充実のための準備資金として役立てます。

また、平成 26 年度中には、「第五次流山市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」の策定期間となることから、計画内容に位置付けます。